三　法第四十一条の十八の三第一項第三号に掲げる法人　次に掲げる要件
イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1)　実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。
(2)　実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。
ロ　次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。
(1)　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項に規定する定款、同法第三十六条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十四条第二項の書類
(2)　第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類
ハ　第一号ハに掲げる要件
四　法第四十一条の十八の三第一項第四号に掲げる法人　次に掲げる要件
イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1)　実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額の占める割合が五分の一以上であること。
(2)　実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。
ロ　次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。
(1)　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第十一条第一項に規定する定款、同法第十六条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第二十九条第一項の書類
(2)　第一号ロ(2)から(4)までに掲げる書類
ハ　第一号ハに掲げる要件

2　当該法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第一号イ(1)、第二号イ(1)、第三号イ(1)又は第四号イ(1)に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち寄附金収入金額（同項第二号に掲げる法人にあつては、学校の入学に関する寄附金の額を除く。以下この項において同じ。）に達するまでの金額は、当該寄附金収入金額に加算することができるものとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

3　前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいい、第一項に規定する判定基準寄附者とは、当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この項において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

4　法第四十一条の十八の三第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。

5　法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

第二十六条の二十八の三第四項及び第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項第二号イ中「支出した」の下に「特定寄附金等の金額（」を加え、「（以下この号において「特定寄附金」という。）の額の合計額」を「の額及び同条第三項の規定又は法第四十一条の十八第一項若しくは第四十一条の十八の二第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額の合計額をいう。以下この号において同じ。）」に、「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に改め、同号ロ中「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に改め、同条第八項中「非居住者が」の下に「払込みにより取得をした」を、「特定新規株式（」の下に「同項第一号に定める特定株式にあつては、」を加え、「当該払込み」を「その払込み」に改める。

第二十六条の二十八の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六条の二十八の五第五項第一号中「要した」の下に「同条第一項第二号に規定する」を加える。

第二十六条の二十九の次に次の一条を加える。

（保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例）

第二十六条の二十九の二　法第四十一条の二十の二第二項第三号に規定する政令で定める契約は、所得税法施行令第百八十三条第三項第一号に規定する旧簡易生命保険契約及び生命共済に係る契約並びに同項第二号から第六号までに掲げる契約及び規約とする。

2　法第四十一条の二十の二第二項第四号に規定する政令で定める契約は、所得税法第七十六条第六項第四号に掲げる保険契約で生命保険契約（法第四十一条の二十の二第二項第三号に規定する生命保険契約をいう。）以外のもの及び所得税法施行令第三百二十六条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる契約とする。

3　法第四十一条の二十の二第一項の規定により更正の請求の基因とされている理由に基づく同項に規定する者の所得税についての国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十四条第四項及び第三十条の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二十の二第一項（保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例）の規定を除く。）」とする。

第二十六条の三十第三項第一号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同項第二号中「（平成十年法律第九十号）」を削り、同条第十五項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に改める。

第二十七条の二の見出しを「（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）」に改め、同条第十一項中「債券現先取引」の下に「若しくは証券貸借取引」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項から第十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第九項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「の属する」を「を含む」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二十五条の十の二第五項の規定は、法第四十二条の二第一項第四号に規定する政令で定めるものについて準用する。

第二十七条の二第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第三条の二第七項の規定は法第四十二条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三条の二第二項の規定は同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、同条第八項の規定は同号に規定する政令で定める指標について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項各号中「特定振替社債等」とあるのは「法第四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債等」と、同条第八項第一号中「第五条の三第四項第一号」とあるのは「第四十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。